

# (仮称)静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例骨子案 に対するパブリックコメント結果

- 1 募集期間 令和8年1月28日(水)から令和8年2月27日(金)まで
- 2 募集方法 郵送、ファクシミリ、担当課への持参、電子申請
- 3 募集結果 (1) 提出意見数(提出者)53件(24人)  
(2) 意見提出者の居住区又は通勤・通学区  
葵区10人、駿河区5人、清水区5人、市外4人

## 4 意見の反映結果及び意見内容

### (1)意見の反映結果(合計53件)

反映状況	件数	割合
条例骨子案に反映済(既に条例骨子案に反映済みであるもの)	3件	5.7%
条例案に反映(意見を受けて、新たに条例案に反映したもの)	3件	5.7%
今後の運用で参考とする(今後、条例を運用していく中で参考とする意見)	17件	32.0%
その他	30件	56.6%

### (2)意見内容

((仮称)静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例骨子案について、  
意見をお聞かせください。)

主な意見(詳細は、別途、個票に記載)

#### ■ 対象施設に関する意見(4件)

- ・営農型太陽光発電施設も条例の対象とすべき
- ・近隣に複数事業が存在する場合、一体として条例の対象とする配慮が必要ではないか

#### (対応の方向性)

- ・営農型太陽光発電施設については、景観等への影響や廃止後の処分を踏まえ、条例の対象施設とする方向で検討する。
- ・複数事業の一体性の判断については、設置に関する基準等の中で規定することを検討する。

#### ■ 区域の設定に関する意見(5件)

- ・設置規制区域内は設置禁止としてほしい
- ・設置規制区域外でも景観に影響を及ぼす場合は、設置規制区域内と同等に扱うこととしてほしい
- ・保安林、地域森林計画対象民有林においては、林地開発許可が必要な場合を対象にしてほしい

#### (対応の方向性)

- ・本条例は、適正な太陽光発電施設の設置及び維持管理等を図ることを目的としているため、基準を満たす事業については許可するものであり、設置を禁止するものではない。許可制によりリスクの高い立地への設置を抑制していく。また、設置規制区域外の景観への影響については、景観法その他の関係法令に基づく手続きや届出制度の中で事業者に対して適正に指導していく。

## ■ 必要な手続き・設置規制区域内における設置許可基準に関する意見（7件）

- ・反射光に関する制度設計を正しく行ってほしい
- ・生物の種類等の事前調査と森林伐採等による生態系バランスへの影響調査の義務を追加してほしい
- ・自然公園、風致地区、景観重点地区などにおける土地利用に係る許可基準は、法規制より厳しい基準とし、禁止行為として明文化する必要がある

### （対応の方向性）

- ・許可基準については、関係法令の基準に準じて設定するが、上乘せ基準を設ける場合は、その根拠を明確にする。
- ・反射光への対応については、低反射材のパネルの使用などを技術基準の中で規定する。
- ・環境アセスメント（法や条例）の対象となる事業は、調査を実施し、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置の実施を指導する。

## ■ 適正な維持管理等・廃止後の処分に関する意見（9件）

- ・定期報告の報告内容や年1回の頻度の必要性を教えてください
- ・施設を運転休止する場合も、維持管理等の基準を適用する必要がある
- ・損害賠償責任保険の加入は、任意ではなく義務化すべき
- ・損害賠償責任保険の詳細内容を具体的に示すとともに、自己資金による補償も認めてほしい
- ・損害賠償責任保険への加入義務は設置規制区域内の施設のみを対象としてほしい
- ・保証金の預入を設置許可の条件として追加してほしい
- ・保証金制度の保証金の額が少ない

### （対応の方向性）

- ・損害賠償責任保険については、事業規模や想定されるリスクの程度、事業者の負担を踏まえ、大規模太陽光発電事業者のみ加入を義務付ける。
- ・保証金の額については、国のFIT制度における廃棄等費用積立制度や他自治体（神戸市）の事例を踏まえ、制度の実効性が確保されるよう設定する。

## ■ 実効性の確保に関する意見（4件）

- ・罰金額を条例骨子案で示す金額よりも高くしてほしい

### （対応の方向性）

- ・罰金の金額は、その額を上げるだけでは抑止力が比例して高まる訳ではない。他自治体の条例や本市の既存条例における罰金額との整合性を踏まえて適正であると考えている。

## ■ 既存施設に関する意見（3件）

- ・「施行日まで」の対応は施行日から1年以内等の猶予期間を設けてほしい
- ・設置規制区域内の既存事業概要の届出は、現ガイドラインで事業概要書の届出をしている場合、再提出は不要するとともに、現ガイドラインにて事業概要書を提出している施設には、条例施行にあたり必要な手続き及び内容を通知してほしい

### （対応の方向性）

- ・既存施設については、施行日までに必要な手続きと、施行日以降に必要となる手続きを区分して定める。施行日までに必要な手続きについては、施行日から適正な維持管理等を行うために必要

な手続きとなるため、施行日から猶予期間を設けることは考えていない。

- ・本条例の施行に伴い、「静岡県太陽光発電設備適正導入ガイドライン」は廃止する予定である。そのため、既存施設については、ガイドラインの対象であった場合、改めて許可等の手続きは不要だが、条例附則に基づく手続きは必要となる。

#### ■ その他に関する意見（21件）

- ・個人の問題よりも地域全体の問題として扱って欲しい
- ・多数決的な手段で物事を決めないで欲しい
- ・森林伐採してまでやることか不明
- ・自然破壊や異常気温など弊害が多いのではないか
- ・太陽光パネルには少なからず有害な物質が含まれている。自然災害が発生した場合、有害物質が漏洩するリスクを完全に払拭できていない
- ・有害物質のリスクや火災時のリスクが懸念されている

#### （対応の方向性）

- ・条例の目的「防災・環境保全・景観等に配慮し、地域との調和が図られた太陽光発電事業の実施」及びカーボンニュートラル実現に向けた太陽光発電の必要性について理解を得る。
- ・計画策定の初期段階から地域住民に十分な情報提供及び説明を行い、太陽光発電事業の実施について理解を求め、地域住民と良好な関係を築くことを事業者の責務としている。